

高知くらしの護身術

106

過去の借金

一定年数で時効も

(2008年9月23日掲載原稿)

時効制度は一定期間の経過により、権利が発生したり消滅したりする制度です。時効を主張するには①債権の種類②債権の発生時期③その債権(債務)の存在が事実であるのかを把握することがとても重要です。

消滅期間は個人間の民事債権では10年ですが、消費者と事業者の契約は商事債権となり通常5年となります。しかし、日常生活に密着した債権は長期にわたって不安定な取引状態におかないよう、例えば飲食代金は1年など消滅期間が短くなっています。消滅時効の要件をみたし時効を主張(援用)すれば債務を免れます。

最近、消滅期間を経過した債権を債権回収業者が買い取り、消費者に請求をしてくることがあります。

消費者金融業者に10年以上前に借金をして支払わずいたら、突然、債権譲渡を受けたという債権回収業者から支払通知書が届いた。支払が出来ないので放置していたら、その後、警告等の通知が届くようになった。という相談が寄せられています。

この相談のように、消費者金融からの借金で、借入したのが10年以上前。その後支払をしていない、請求も受けていない状況であれば、消滅時効の要件を満たしていると考えられ、時効が主張出来ると思われれます。

突然送られてくる支払督促に対しては、その内容をよく調べて下さい。請求されたからといってあわてて支払ってしまうと、時効を主張できなくなるので注意が必要です。

時効では?と思ったら、法律相談を受けて専門家の意見を聞いて下さい。